熊本県監査委員公告第８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定により平成３０年（２０１８年）６月６日から平成３０年（２０１８年）８月２２日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第１２項の規定により、次のとおり公表する。

平成３１年（２０１９年）３月２５日

熊本県監査委員　濱　田　義　之
同　竹　中　　潮
同　氷　室　雄一郎
同　田　代　国　広

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
総務部消防保安課	（収入証紙に係る事務処理について） 危険物手数料について、平成 29 年度（2017 年度）第 3 四半期実績報告額を第 4 四半期実績報告額に二重計上したため、収入決算額が過大になっている。 歳出予算から収入証紙特別会計への支出手続を行うとともに、収入証紙消印実績報告の誤りがないよう組織的なチェックを徹底し、再発防止策を講じること。	現在、再発防止策として、①電子データから書面で一覧表を作成・確認、②前回までの収入証紙報告の確認、③集計表の段階で担当者のみではなく班長及び班員のチェック、④収入調定書と突合等、二重三重の組織的な確認作業を行い再発防止に努めている。 なお、過大報告した額については、平成 31 年（2019 年）3 月に償還金として返納済み。